昭和29年1月22日 金曜日 鳥 取 県

訓

鳥取県訓令第二号

Ø 一部を次のように改正する。

昭和二十九年一月二十二日

庁

中

般

官報報告規程(昭和二十五年八月鳥取県訓令甲第十四号)

1

令

臨時教育委員会の招集

土地改良事業獎励規程

魚市場の登録

◇教委告示

◇ 告示令

・ 生活保護法に基、医療機関の所在地変更 ・ 官報報告規程の一部改正

....

溺

楽を次のように改める。

鳥取県知事

西

尾

變

治

官報報告事項は、次のとおりである。

県議会の招集及び閉会並びに重要な議決事項

行政事務に関する条例の制定及び改廃

行政組織に関する条例、規則及びその他の規程の

制定及び改路

知事及び県議会議員の選挙の期日の告示及び結果

定による住民投票の経過及び結果 地方自治法第二百十三条及び第 直接請求の経過及び結果 百六十 - 一条の規

 $\mathcal{F}_{\mathbf{L}}$

几

六

次に掲げる者の人事異動

七

の管理者及び地方事務所長 副知事、出納長、部長及び課長並びに地方公営企業

県議会の議長及び副議長

県教育委員会委員並びに教育長及び課長

県立高等学校の校長

県選挙管理委員

昭 年 四 火、

四月十五日第三種郵便物誌。金曜日發行(但休日に当る

がときは翌日)

1

第2482号

県公安委員会委員

地方事務所の設置、

変更及び廃止

県監査委員

九

 $\widehat{\ }$

注 1 第二条

行政事務に関する条例とは、例えば集団示威

樣式第五号

注 第

行政組織は、

本庁の課以上であること。

運動の取締に関するもの、

するもの等の条例をさし、

した。 を改正) ⑥行政事務条例

次の条例を制定

 $\widehat{\ }$

、条例の全部

、条例の全部

(一部)を改正)

、条例を

、条例を廃止

×年×月×日公布

廃止)

×年×月×日公布

(施行)

した。 $\overline{}$

、条例

昭和29年1月22日 金曜日鳥取県公報

置する機関の設置、変更及び廃止 会及び同法第二百五十二条の七の規定に基き共同設 地方税法第二百五十九条の規定による法定外普 地方自治法第二百五十二条の二の規定に基く協議

定による水利地

統の創設及び

路止 税の新設、 地方公営企業法第二条第二項の規定により同 変更及び廃止並びに同法第七百二条の規 法 通

 $\equiv \frac{1}{1}$ + を適用する企業の決定及び廃止 史蹟、 その他特に必要と認められる事項 名勝、天然記念物保存法による仮指定

第三条を次のように改める。

第三条 告主任に報告しなけ プライター に該当する事件が生じたときは、別記様式によりタイ 各課長は、当該課分掌事務につき官報報告事項 をもつて原稿三部を作製し遅滯なく官報報 ればならない。

別記様式を次のように改める。

別記樣式

◎議会 × 月 × 日 (定例) (臨時)県議会を招集する

(した)。

注

定例及び臨時の区分を明記のこと。

樣式第二号

鳥 取

議会 ×月×日招集した (定例) (臨時) 県議会は、

○月 (同月) ○日 (同日) 閉会した。

重要な議決事項 は、 次のとおりである。

議決事 頃は、 簡潔に箇条書きとすること。

鳥 取

樣式第三号

注

県

条例は、 制定、全部改正及び廃止の場合に限

一部改正は含まないものであること。

締条例等は、

これに該当しないものであること。

例えば県税条例、風俗営業取

を行う。

注

知事及び議会の議員の区分を明記のこと。

②選挙

×年×月×日

(知事)

(議会の議員)

の選挙

0

取

県

公共事務及び委託事 水産製品の檢査に関

務に関する条例、

樣式第四号

•() 鳥

取

行政組織 氼 の条例を制定 (規則、 規程 を

樣式第六号

 \bigcirc 鳥 取

選挙 を行つた結果、 ×年×月×日(知事)(議会の議員) 次の者が当選した。

の選挙

樣式第七号

制 定

樣式第一号

 \bigcirc 鳥 取 県

-	曜	8	金曜日 鳥			取	県	果 公 報			第2482号			4			
	赞成者数 、、、、	有権者数 、、、、	二 結果 、、、、	一経過・・・・	ある。	により行われた投票の経過及び結果は、次のとおりで	①住民投票 ×年×月×日地方自治法第××条の規定	〇 鳥 取 県	樣式第八号	ک ک	立て新聞れてしてい		音見		一請求の要当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	直接請求	〇鳥取県
	樣式第十一号	××娄鲁 氏 名	選挙)された。	であつたところ)、○月(同月)○日次の者が選任	⑥人事異動 ××委員は、×月×日任期満了し(欠号				(願により)××部長を免ずる。(×月×日)	(旧職) 氏 名	××部長(課長)に補する(×月×日)	(旧職) 氏 名	⑥人事異動	〇鳥取県	樣式第九号		反对者数 、、、、

J. W.

5

्रो

右に準ずるこ

×年×月×日次の企業に地方公営企業法

公布の日から施行する。

公

第2482号

鳥取県告示第十八

条の規定による医療機関を次のように指定する。

昭和二十九年一月二十二日

鳥取果知事

西

尾

冶

生活保護法(昭和二十五年法律第百四

十四号) 第四十

ħ

松

6 🔞

(計画概要書の交付)

第一条の規

届出があつた。 昭和二十九年一月二十二日 壁面線間の距離 ル

30

V

1

ja 1

次の各号に掲

(*****.

鳥取県告示第二十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十 六

昭和二十九年一月二十二日

第一項の規定により次のとおり壁面線を指定した。

金曜日 鳥 取 県

入

沢

医

院

內科、產婦人科 診療科目

矢戶四五四 日野郡日野上村

在

地

康保健直營診療所八頭郡安部村国民健

般內科、

その他全

八五番地一、八頭郡安部村一

〇大

壁面線の位置 鳥取県知事 迺 尾 爱 治

倉吉市宮川町字中通り一六一ノ三

倉吉市巖城町字新市二八三ノ三

二八三ブ

一六一ノ四

壁面線の延長

片側 一三三五メー ŀ ル

昭和29年1月22日

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九

鳥取県告示第十九号

条の規定による指定医療機関中次のように所在地変更の

兩側 二六七〇メー 名 称

尾 愛

治

西

鳥取県知事

Œ

地

本 医 院

旧 新

気高郡鹿野町鹿野一、 八頭郡下私都村大坪

六九五

示

は一部を申請者又は事業施行者に弁償させることがで

次のとおり

申請します。

昭和

月

申請者

住

所

金曜日 鳥 取県公報

(書類の経由)

その

事業の施行区域の属する市町村長及び地方事務所長を 経由しなければならない。但し、 この規程により知事に提出する書類は、 その事業の施行区域

れ当該市の長及び東部地方事務所、西部地方事務所又 が鳥取市、 米子市又は倉吉市に属するときは、 それぞ

は中部地方事務所の長を経由しなければならない。

鳥取県耕地整理及び土地改良奬励規程 との規程は、 公布の日から施行する。 留

第 号様式

昭和29年1月22日

土地改良事業実地調查申請書

願 \subset いたく、 のたび土地改良事業を施行したいので、 土 地改良事業獎励規程第三条の規定により

9

実地調査を

昭和29年1月22日 金曜日 鳥取 果 公 報

> 第六条 第九条 (計画書义は実施設計書の交付) 計書を申請者に交付する。 がおおむね五町歩以上の一団地とする。 良事業を行うに適当と認めたものであつて、 **測量設計を完了したときは、** 測量設計を行う地区は、 実地調査 計画書叉は実施設 の結果土地 関係面積

第2482号

(測量設計地区)

者に交付する。

8

条

実地調査を完了し

たときは、

計画概要書を申請

なければ変更することができない。 前項の計画書义は実施設計書は、 知 事の承認を受け

第七条 (計画変更久は設計変更の申請) 前条第一項の規定により交付した計画書叉は実

求めようとするものは、第四号様式による申請書を知 施設計書の変更にかかる測量設計のため、県に援助を

事に提出 変更実施設計書を申請者に交付する。 前項の測量設計を完了 しなければならない。 したときは、 変更計画書及は

(工事の指導)

第八条 ることができる。 めるときは、随時吏員を派遣して工事の指導に当らせ 知事は、 工事遂行の堅確を期するため必要と認

(工事着手屆及び工事完了屆)

改

第九条 ならない。 手届又は工事完了届を遲滯なく知事に提出しなければ 又は工事を完了したときは、 第一条の規定による援助を受けて工事に着手し 但し、 国又は県の補助を受けて行う工事に 第五号様式による工事着

(費用の負担)

ついては、この限りでない。

施行の援助を行うに要する人夫及び材料は、 は事業施行者が提供しなければならない。 この規程により、 実地調査、 測量設 計叉は工事 申請者又

は事業を中止し若しくは取 この規程に違反し若しくは工事に着手せず りやめたときは、

又は工事施行の援助に要した費用の全部又

(費用の弁償)

実地調査

Ų

A)

7

Ti

Ø

名

鳥取果知事

氏

名

殿 氏

調査地区

の所在地

地区內地目別総地積

施行しようとする事業の種類及びその目的

=

Ŧī. 調査希望期日

地区の略図

第二号樣式

六月鳥取県告示第二百六号)

は、

廃止する。

和十三年

土地改良事業測量設計申請書

このたび土地改良事業を施行したいので、 測量設計を

いたく、土地改良事業獎励規程第三条の規定により

次のとおり 申請します。

__

地区内地目別総地積

地区の所在地

炟 Ξ

工事の着手及び完了の予定時期

土地改良事業施行の主要事項

六 五

測量設計希望期日

地区の略図

第三号樣式

申請者

住

所

氏

第2482号 10

鳥取県知事

氏

殿

昭和

名

住

所

年 月

日

申請者

鳥取県知事 地区名又は地区の所在地 氏 名

殿

== ДŲ 援助事項 援助希望期間

援助を必要とする理由

このたび、 設計申請書 当土地改良区が施行している何々事業につ

第四号様式

土地改良事業計画(実施設計)変更測量

を願いたく、土地改良事業奬励規程第七条の規定によ き、計画(実施設計)の変更をしたいので、 り、次のとおり申請します。 測量設計

昭和29年1月22日

良事業奬励規程第三条の規定により、

次のとおり申請

します。

る何々事業につき、技術更員の援助を願いたく土地改 事業主体を記載すること。以下同じ。)が施行してい

とのたび当土地改良区(農業協同組合、

щí

HŢ,

技術吏員援助申請書

昭和

ilin

申請者

住 所

第2482号

氏

名

Ð

工事着手(完了)年月日 地区名又は地区の所在地 鳥取県知事

氏

般

名 殿

鳥取県知事 氏

地区名叉は地区の所在地

事業の種類

土地改良事業計画 (実施設計)の変更理由及び

==:

第四条第一項の規定により昭和二十九年一月十八日魚市 鳥取果魚市場条例(昭和二十五年四月鳥取果条例第九号)

場として次のとおり登録した。

昭和二十九年一月二十二日

鳥取県知事

尾

爱

治

申請者の住所氏名

鳥取市西町弐百九拾番地

鳥取市長

ŽĪ

褪

鳥取県告示第二十二号

変更事項

四 測量設計希望期日

金曜日 鳥 取 果 公 報

第五号様式

土地改良事業工事着手(完了)届

このたび、当土地改良区が施行している何々事業につ

き工事着手(完了)したので土地改良事業奬励規程第 九条の規定により、 次のとおりお届けします。

月

11 昭和29年1月22日

昭和

住 所

氏

名 働

市場の名称及び所在地

所在地 名

五番地

鳥取市川端四丁目尻三番地

鳥取市設魚市場

四番地

Ex

第2482号 12

Ξ

議題

昭和二十九年度教育予算について

和四年四月十五日第三種郵便物認可

行 NA H

印

楜 鳥 所 取 者 取 縣 縣 鳥 鳥取鳥取 市市取東東 縣町

ED

棚

H . A.